

前橋市立社会福祉施設実地検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の設置する社会福祉施設（以下「公立施設」という。）に対する実地検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(実地検査の目的)

第2条 公立施設に対する実地検査（以下単に「実地検査」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下これらを「福祉諸法」という。）のほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令（以下「関係法令」という。）に照らし、公立施設の最低基準等の適合状況及び別に定める方針等に対する実施状況等を個別的に明らかにし、必要な助言及び指導を行うことにより、公立施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者処遇の向上を図り、もって本市における社会福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。

(実地検査の体制)

第3条 実地検査は、原則として指導監査課が主体となつて、この要綱の定めるところにより実施するものとし、必要に応じて、公立施設の運営及び指導を所管する課（以下「運営指導所管課」という。）その他関係部課との合同で実施することができるものとする。

(実地検査の対象)

第4条 実地検査の対象となる公立施設は、次の各号に掲げる施設（施設の管理を指定管理者に行わせている場合を含む。）とする。

- (1) 前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例（昭和32年前橋市条例第34号）第2条に規定する市立保育所
- (2) 前橋市多機能型事業所の設置及び管理に関する条例（令和5年前橋市条例第34号）第2条に規定する前橋市多機能型事業所
- (3) 前橋市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例（昭和61年前橋市条例第6号）第2条に規定する地域活動支援センター

(実地検査の基本方針)

第5条 実地検査は、次に掲げる基本方針に基づき実施するものとする。

- (1) 福祉諸法及び関係法令に基づく社会福祉法人及び社会福祉施設等に関する指導監督に関する国の通知等を勘案しながら、厳正に重点的かつ効果的に実施すること。
- (2) 実地検査が画一的、形式的に陥ることのないよう、問題の発生原因及び是正策

を明らかにし、公立施設の問題解決を図り、自律的な運営を促すための具体的な助言及び指導を行うこと。

- (3) 実地検査の実施及び実地検査の結果（以下「検査結果」という。）の処理に当たっては、運営指導所管課その他関係部課との情報交換を密にするなど十分な連携を図ること。

（実地検査の実施方針）

第6条 実地検査を重点的・効果的に行うため、社会福祉行政の動向を踏まえ、実地検査の重点項目を掲げる実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度実地検査の開始時まで定めるものとする。

（検査実施計画及び実施周期）

第7条 実地検査の実施に当たっては、次に掲げる検査実施計画及び実施周期によるものとする。

(1) 検査実施計画

実施時期及び班編成等を含む検査実施計画は毎年度実地検査を開始する時までに別に策定し、月別実施計画は実地検査実施月の1か月前に、実地検査の実施日、担当職員等の実施計画を定めることを原則とする。ただし、公立施設の運営等に問題が発生した場合又は通報等により、公立施設の運営等に問題が発生するおそれがあると認められる場合は、当該検査実施計画にかかわらず、適宜実地検査を実施する。

(2) 実施周期

実地検査は、原則として3年に1回実施するものとする。ただし、児童福祉施設である場合又は運営に疑義がある場合はこの限りではない。

（自主点検表等の提出）

第8条 公立施設には、実施方針を踏まえ、実地検査に必要な項目を掲げた自主点検表及び添付資料の様式を作成して送付し、指定期限までに自主点検表及び関係資料の提出を求めるものとする。

（実地検査の実施）

第9条 実地検査は、次のとおり実施する。

- (1) 実地検査の実施通知は、原則として、実地検査実施日の1か月前までに公立施設の長又は指定管理者（以下「公立施設の長等」という。）に対して、あらかじめ到達するように送付する。
- (2) 公立施設の運営等に問題が発生した場合又は通報等により、公立施設の運営等に問題が発生するおそれがあると認められる場合には、前号の規定にかかわらず、実地検査の開始時に文書を提示する等の方法により行う。
- (3) 実地検査の体制は、原則として2人以上の班を編成して行うこととし、その編

成及び実施日数は、毎年度策定する検査実施計画において定める。

- (4) 原則として、公立施設の所在地において、実地にて行うものとする。
- (5) 実地検査終了後、検査員相互で調整を行った上、公立施設の長等に対して検査結果を講評し、改善の必要な事項及び解決方法を指示する。この場合において、班長の立場にある者が全般にわたる事項及び担当検査事項について、他の検査員が自己の担当した個別事項について講評を行う。
- (6) 前号の規定にかかわらず、法令解釈等で疑義が生じた場合等にあつては、現地での講評を行わず、関係者を招致して検査結果の講評を行うことができる。
- (7) 実地検査に当たっては、その効果を高めるため、必要に応じて運営指導所管課職員、関係行政機関職員又は公立施設の運営に関わる者に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査・照会を行う。

(実地検査後の取扱い)

第10条 実地検査終了後の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実地検査を担当した職員は、検査終了後、速やかにその結果についての調書を作成し、施設等における意見や要望等がある場合には、これを付して上司に復命する。ただし、重大な事項については、直ちに報告を行う。

- (2) 法令又は通知等の違反が認められる場合

ア 違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導すること（文書指摘）。

また、改善措置の具体的な内容について、期限を付して公立施設の長等から報告をさせ、必要と認められる場合には、公立施設における改善状況の確認のため、実地において調査を行うことができること。

イ 違反の程度が軽微である場合又は違反について上記アの指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導すること（口頭指導）ができること。

- (3) 法令又は通知等の違反が認められない場合

公立施設の運営に資するものと考えられる事項についての助言を行うことができること。なお、前号イ及び本号の指導を行う場合は、公立施設の長等と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮する。

- (4) 実地検査をより効果的なものとするため、検査結果の通知は、実地検査終了後速やかに行う。

(検査結果の活用)

第11条 検査結果は、適宜集約し、行政運営に資するため運営指導所管課等に提供するものとする。

(指導方針の統一等)

第12条 実地検査の実施に当たり生じた疑義及び福祉諸法又は関係法令等の解釈に

については、関係部課等との調整又は協議により指導方針の統一及び継続を図るものとする。

(実地検査情報の公開)

第13条 実地検査に関する情報は、個人情報等法令又は条例の規定により非公開とされる場合を除き、公開するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月5日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月22日から施行する。